スをご利用の皆さん 「通所」「在宅」サ

^

 \mathcal{O}

制度が見直され、平成十九年国のサービス利用負担軽減の関の軽減制度拡充へ 分の一負担から、四0 での間、これまでのでの間、これまでのででの間、これまでのでである。 知りのでは、これまでのでは、平1 平成 19 年度からの負担軽減措置の拡充例 担に拡充されます。 これまでの利用料二 四分の一負 年三月ま

新制度(平成19年4月) 3.750 円 3,750円 9.300円

(実施期間:平成19年4月~平成21年3月)

~ 支払額が上限額の場合

旧制度

7,500 円

12,300 円

今回の制度改正に伴い大崎市の独自軽減制度

独自軽減策を継続します 【軽減対象サービス事業】 人を除き、 四分の一軽減策に該当す 引き続き、 大崎市 玉 る

業▼身体障害者デイサー 障害者ショートステイ事 ルプサービス事業▼身体 業▼ 身体障害者通所施設事 身体障害者ホ

業▼精神障害者ホームへ降害者ショートステイ事でス事業▼知的障害者グ ルプサービス事業▼ 業▼精神障害者ホー 業▼ 所施設事業▼知的障害者通ビス事業▼知的障害者通 障害者グル 業▼知的障害者デイサーホームヘルプサービス事 \exists 障害児ホ ビス事業▼ トスティ ビス事業▼精神 ループホー 事 ▼障害に 業 害 ル よ 児 プ 事

さ せ せん。詳細については、現ならんは手続きの必要がありまっれまで同様、利用者の比 これまで同様 現まるのと

> 会福祉課へお問い合わせくだ利用している事業所または社 さ

パーセントまで利用斗り引援和策に上乗せして、九十五り利用率が下回った施設に対り利用率が下回った施設に対 んを継続します。

見直しました

義足など)、日常生活 主な品目 補装具 (月額上 に伴 トマ、 じた負担から、 『障害者自立支援法』の施行 紙おむつなど) 限有)となりました。 2から、定率一割負担これまでの所得に応 日常生活用具 (車イス、 (ス

日常生活用具を給付

具を給付します。

【通所施設への支援】

利用者負担を

■補装具、日常生活用具を給

付

難病患者の皆さん

特殊寝台などの日 常生活用

制度上の支払額(月額)

15.000 円

24,600 円

低 所 得 1

低 所 得 2

(所得割 10 万円未満世帯)

性を含む) · ▼特定疾患(小 患者または遷延性の特定疾患(小児慢

社会福祉課障害福祉係 **23-6012**

各総合支所保健福祉課 三本木 ☎ 52-2114 鹿島台 ☎ 56-9029 岩出山 5772-1214 鳴子温泉 🏗 82-3131

せる人で、 \blacksquare

■福祉タクシー利用助成

次のいざ 対象者 いず かの障害者手帳を 課税世帯 0 人で、

持参する物 手帳・印鑑 (認

就学後の進路のこと、またと、日常生活に関すること

または

B

二級の人で、自動精神障害者保健 帳一·二級·内 -肢障害三

場 所

大崎地域相談支援セ

午前九時~

午後六時

始を除き土・日・祝日も受付)

受付日時

年

中

無休

年

ください。

タ

"さてら"

(古川)

駅前ふ

るさとプラザ二階)

あります。) 者福祉法等の施策の対象とな 法・老人福祉法及び身体障害 人(自己負担が生じる場合 要件に該当する

※いずれも、社会福祉施設に印可)・車検証・運転免許証

社会福祉施設に

以上の長期入院者は対象に

入所している人や、

三か月

持参する物

手帳・印鑑

(認

(同一世帯員の車所有

受付は四月二日川から

クシー」

「自動車等燃料費」

なりません。

また、「福祉タ

いずれか一方の申請となり

保持している人。 福祉手帳一·二級▼療育手帳A部障害三級▼精神障害者保健 ▼身体障害者手帳一·二級·内

■障害者(児)相談所

ご自身の

病気

B

健

康

0)

ご家族の皆さん

障害者と

ます

印可)

相談ください 就労のことなど、

相談は無料で、

秘密は厳守

お気軽にご

次のいずれかの人が該当しま**対象者** 非課税世帯の人で、

されますので安心してご相

談

部障害三級、 車を所有し自ら運転している 福祉手帳一・二級の 転する人が同一世帯にいる人人、または障害者のために運 身体障害者手帳下 身体障害者手 問い合わせ

山 55-5020

田

▼介護保険 県の認定

する人が同一世帯にいる人の人で、障害者のために運転

を受けている 意識障害者の らない人で、

尻 ☎ 38-1155

健福祉手帳一

▼療育手帳・

いる人

療育手帳A、

精神障害者

の人で、

自動車を所有

É

▼午前7時~午後7時 (閉鎖時刻1時間繰上げ) 上鳴子集会所 鳴子第3投票所 大崎市鳴子総合支所

鳴子保健・医療・福祉総合センター 大崎市鳴子公民館 鳴子第6投票所

鳴子第7投票所 大崎市川渡地区公民館 鳴子第9投票所 上川原生活センター 鳴子第 10 投票所

鳴子第 11 投票所 南野際集会所 鳴子第 12 投票所 北野際集会所 鳴子第 13 投票所

鳴子第 14 投票所 黒崎生活センター

▼午前7時~午後6時(閉鎖時刻2時間繰上げ) 大崎市鳴子中山コミュニティセンター 鳴子第8投票所 鳴子向山除雪センタ

鳴子第 15 投票所 蟹沢センタ-鬼首基幹集落センター 鳴子第 17 投票所 | 寒湯生活改善センター

鳴子第 18 投票所 旧岩入分校

浄化槽の設置と管理 は市が行います

僴 下水道課排水設備係 ☎ 23-8047 2 たどの排水)を流すための な造、支障となる物件の移 改造、支障となる物件の移 排水設備工事や水洗便所への 排水設備工事や水洗便所への **分担金と使用料がかかります** も個人負担となります。 必要な場合も、

設置、

管理と

いで納入_ かかります(左表参照)。 した翌年度に賦課 浄化槽は市が設置します 下水道と同様に分担金が 一括または五年二十期払 してください します 設置 0

します。
は市が資格を持つ業者へ委託理や浄化槽の清掃、法定検査 浄化槽設置後の保守点検管

15人槽まで	11人槽から	10 人槽まで	5人槽から	区分	分	
相当する額	設置費用の20%に	2 万 2 干 尸	2	金額(一基につき)	担金の額	

村型事業」と呼ばれています。という事業で、一般的に「市町

市町村型事業の整備は、

公

「浄化槽市町村整備推進事業」

水・便所排水を処理) が合併処理浄化槽

の設置

と管理を行います。

これは

てきま_

四月から、

(生活雑排

浄化槽に市が補助金を交付.

これまで、

個人が設置した

業の対象は一般住宅と集会所

15人槽まで	11人槽から	10人槽まで	5人槽から	区分	分
相当する額	設置費用の20%に	2: 万 2 千 千	2	金額(一基につき)	担金の額

水設備は個人の施工・管理になります 除く 生しません)。 る浄化槽 市が管理します ができます。 寄付された浄化槽は、 を、 市へ

ります。 域の料金体系となります。料と同じで、当面の間、気 だきます。料金算定は、使用使用者からは使用料をいた 利子補給制度を利用できます な水道代も使用者の負担とな ブロワの電気代と管理に必要 た水道水量で行 使用料は下 します。 い水道料金定は、使用 ·水道使用 また、 各地

令 水設備計画も必要です えて提出 浄化槽の設置を希望する場 申請書に必要な書類を添 します。 その際、 排

負担. 条件を満たせば、 備工事の依頼を 設置申請をする前に、 店でのみ行えます。 られます。 排水設備工事は、 返済にかかる利息は市が 工事費用は、 します。 限度額は百万 額は百万円融資が受け 金融機関の してくださ 浄化槽の 市の指定 排水設

個人の浄化槽を寄付できます

れば、 る浄化槽(単独処理浄化槽はれば、個人が既に設置してい市町村型事業の区域内であ 寄付すること

ていることが必要です。能が良好などの条件を満たしな保守管理がなされ、処理性 村型で設置したものと同 、使用料をいただきながら型で設置したものと同様 いただきながら ただし、 され、処理性をだし、適正の分担金は発

工事です。2

(送風機)

ダ化槽へ家庭雑排(送風機)の設置

排水設備は個人で施工

市が行う工事は、

浄化

槽本

替えも対象となりますから合併処理浄化槽へ

貸借を目的としない一般住宅

と地域の集会所で、

単独処理

(便所排水のみ処理)

、の入れ

浄化槽本体

▲ 市の施工・管理は浄化槽本体で、排

区域で行い

対象は販売や賃

落排水事業の採択区域、

地域

水道の認可区域、

農業集

水処理場の処理区域を除く

笑顔咲く 4 月 8 日(日) 投票 明るい 宮城県議会議員 未来 この 票

般選挙

選挙管理委員会事務局

23 9

鳴子温泉地域において、投**閉鎖時刻の変更について**

投票にお出かけください。入場券などでご確認のうえ、 票できる時間が変更 鳴子温泉地域にお になりますので、 (左表参 投票所

病気で入院または老人ホ行うことができます。ま

また、

出までの間、「期日前投票」

を

三月三十

日

出から四月

ます

入場券は三

大量の枚

金に発

投票所入場券について

在者投票」を行うことができ

に入所している人などは、「不

時三十分から、後八時までで、 投票時間は、 館で即日開票 なお、 鳴子 午前七時から午 します 古川総合体育開票は午後九

不在者投票について期日前投票・

日旧の投票日当日

で市外に滞在する人などは、仕事に従事または旅行や用務

数を一斉に発送するため、送する予定ですが、大量の入場券は三月三十日金に くださ 手元に届くまで数日を要する数を一斉に発送するため、お き三月号の十 ご了承ください 場合があります ぎ三月号の十ペー詳しい内容は、 上原集会所 あら

広報おお

ージをご参照

かじ

 \emptyset

手帳一・二級・内部障害三級たは十八歳未満の身体障害者

八歳未満の身体障害者手帳一・二級の人、ま